

副 本

件番号: 00000000000000000000  
件名: 本件の件名

一九九一年五月二日、一九九三年五月二十一日

原 告 [REDACTED] 五〇七六名

原 告 [REDACTED] 五〇七六名

一九九六年五月八日

右原告ら訴訟代理人  
弁護士 小 誠 誠 之

同 塚 和 太 幸 之

同 山 本 靖 田 同

同 松 沼 武 金 中 新

同 上 本 肇 信 京 政 正

同 田 朝 裕 實 義 敏

同 田 信 信 京 政 正

谷 田 朝 裕 實 義 敏

京都地方裁判所  
第一民事部 御中

## 記

原告らは、立法不作為に基づく損害賠償請求について、次のとおりの主張及び被告に対する反論を行なう。

## 第一 立法不作為について

## 一 立法不作為による国家賠償法の適用について

国会が一定の立法を行なうべき義務がありながら、これを怠った場合のいわゆる立法の不作為が違憲・違法とされ、國家賠償法上の違法行為とされることは、被告も指摘する最高裁判所一九八五年一一月二一日判決の他、多くの判決で認められているものであり、また、学説においても「一般的に承認されているところである。ところで、立法の不作為が違憲・違法と評価されるには、当該立法の不作為が、①立法者の立法義務が憲法上明示されているか、または解釈上導きだされる場合に、②立法に要する相当の期間を経過してもなお立法者が立法義務を怠っていることが要件とされる（佐藤幸治著・憲法第三版三五六ページ、芦部信喜編・講座憲法訴訟第一

巻三六二ページ）。そこで、本件について、以下の要件について検討してみる。

## 二 立法義務について

1) 被告は、「原告の主張する損害は一種の戦争損害であつて、これに対する戦後補償は憲法の全く予定しないとするであり、憲法上はもとより憲法解釈上もこのような補償立法義務が存在することはいえない」と主張する。しかし、右主張は、憲法の基本理念、基本構造を見誤つた見解といわなければならぬ。すなわち、憲法の基本理念としては、民主主義、基本的人権の保障とともに徹底的な平和主義があげられ、憲法前文及び第九条にそれを具体的に述べた規定がある。そのような規定がおかれたのは、かつての明治憲法下の神御天皇制国家が、戦争と侵略に明け暮れ、アジアの数千万人民を虐殺し、また日本人民にも多大の犠牲を強いてきたからに他ならない。憲法第九条が、全面的に戦争の放棄と軍事力を一切保持しないことをうたい、前文が、「恒久

「和平を念願」し、「政府の行為によりて再び戦争の惨禍が起るなど  
のないようにする」とを決意」したことが憲法制定の由来である」と  
を掲げているのは、かつて日本帝国軍隊によりて残酷な戦争を行なわ  
れ、政府の行為によりて戦争の惨禍がもたらされたからであり、憲法  
は、かつての戦争とそれによる惨禍（損害）を日本の過ちとして否定  
しているものである。このような憲法の基本理念に照らせば、憲法も  
戦争による損害について沈黙しているとはやえない。戦争損害と  
それに対する補償は憲法の予定するところではないという主張は、右  
のような憲法制定の経緯や基本理念を無視するものである。

- ① 更に、右のような憲法制定の由来やその理念に加えて、第二次大戰  
後の戦後補償の国際的潮流も見逃すことはできない。訴状第一の三項  
、戦後補償の国際的潮流でも述べたが、第二次大戰後顯著となつたのは  
、戦争被害に対する国家的補償である。この国家補償については、ド  
イツ等の「敗戦国」のみならず、アメリカのような「戦勝国」も行な

つたこと」とが注目される。これは、先ず戦争といつものが、かつて  
の「正戦論」、「無差別戦争観」から「違法」なものとして觀念され  
てきたこと、普遍的で国際的な人権擁護思想の高まり等を背景に、戦  
争という國家行為による被害に対しては補償を行ない、それが戦争と  
いう事態の状況で起こしたものであれ、人権を侵害された個人に対し  
てはその回復措置を図る、換言すれば、戦争といつ「異常事態」を理  
由として人権侵害を正当化してはならないとの考え方の表れである。  
また、戦争に対する国家的な補償は、第二次大戰後の国際的な「公  
序」である。被告は、戦争により被害を受けるのは当然とし、戦争被害  
に対する補償は「國會（國）の裁量の問題」とするが、このような考  
えは、右に述べた国際的な戦争補償に対する理解を欠くものといわな  
ければならない。

- ② 右のように見てくるならば、先の戦争の被害に対する補償立法を行

なうりとは、まさに憲法が予定し、要請するところといわなければならぬ。このことは、政府の行為により「再び」戦争の惨禍が起こることのないようし、平和的生存権を定める憲法前文、戦争放棄を定めた第九条、人間の生來の権利としての普遍的な人権を保障する第三章の規定、確立した国際法規の遵守を定める第九八条等から明らかである。

四 また、実際「戦後の日本においては、戦傷病者戦没者遺族等援護法（一九五二年制定）」、恩給法（一九五三年に復活）、平和祈念事業法（一九八九年制定）等の数々の戦争補償立法が行なわれている。これら数々の戦争補償立法が存在すること自体、それが個々的な立法制作によるものではなく、かつての戦争に対する反省から生まれた憲法の要請に他ならないことを示すものである。

2 そして、右戦争補償については、日本國政府は、日本人に対するそれと同じく、否それにも増して、アジア人民を始めとする外国人に対する

補償を行なうべき義務があるというべきである。なぜなら、政府の行為によつて、日本人も多大な戦争の惨禍を受けることになつたが、それを被つたものであり、もつばら被害者の立場にあるアジア人民こそその補償を受けるべき立場にあるといるべきである。憲法前文も、「自國のみに専念して他國を無視してはならない」のであり、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「恒久平和を念願する」とうたつてゐるものであり、「かつての侵略戦争の反省から生まれ、平和を普遍的なものと宣言する憲法が、日本人に対する補償は行なうが、侵略戦争の犠牲になつた諸人民に対する補償は予定していないとは考えられない。既に述べたように、戦争に対する補償が個々的な立法政策の問題ではなく、戦争を直接否定する憲法前文、憲法九条等から、かつての戦争の犠牲者に対して補償を行なうのは憲法の要請するところとして、当然の法理といつべきであり、また、日本大に對する補償は行なうが、外国人に

対するそれは行なわないとするにとは憲法の理念が許すところでなく、また、先に述べた戦後補償の国際的潮流にももとるものである。加えて、同じように戦争被害を受けながら、これに対し補償を行なうものと行なわないものを区切るのは、平等原則をうたう憲法一四条にも違反するものにわなければならない。同条は、普遍的な人権思想に立つ規定であり、日本人と外国人とで区別すべき理由はない。被告は、戦争補償立法を個々的な立法政策の問題とし、誰にどのような損害をすべきかを国会の裁量とするが、そのような主張は、右に述べた憲法の趣旨等に対する理解を欠いたものと言わなければならない。

3 ところで、本件浮島丸事件の犠牲者は、日本帝国主義の植民地支配の下、日本軍の軍人軍属として徴用された者や日本に強制連行された者である。これら犠牲者は、一九四五年八月一五日、「日本帝国主義の敗戦により、祖国へ帰還できるものと信じ浮島丸に乗り込み、同船の沈没とともに犠牲となつたものである。同船の沈没が自爆（虐殺）であれ

、事故であれ、日本帝国主義の戦争ないし植民地政策の犠牲者という点では変わりはない。従つて、日本国は、少なくとも、先に述べた援護法や恩給法で日本人に対して補償したのと同程度の補償を、これら犠牲者に対して行なうべき義務があつたといべきであり、従つて、国会は右補償を定める法律を制定すべき義務があつたものである。

### III 立法相当期間について

1 右に述べたように、本件浮島丸事件犠牲者に対しては、しかるべき補償措置が必要であり、国会は右補償立法を制定すべき義務があつたと考えるが、右補償立法は、一九五三年八月によるか、遅くとも日韓請求権協定が成立した一九六五年六月二二日までには制定すべきであったと理解すべきである。

2 T 浮島丸事件は、戦後有数の海難事件であり、事件直後には「死没者名簿」が作成された他、厚生省等にも記録が存在するなど事件後時間がかからない間に国会議員が事件を認識できたものである。

□ また、戦争補償立法については、日本がサンフランシスコ講和条約に調印し、一九五一年四月二八日同条約が発行した以後、同月三〇日には戦傷病者戦没者遺族等保護法、一九五三年八月には恩給法を復活せること、既にそのうえは戦争補償立法の必要性を認めていたのであり、それであるが、既に事件を認識できたはずである浮島丸事件犠牲者にも、右立法と同じような時期に補償立法を制定すべきであつたものである。

□ 仮に、浮島丸事件については、個別な検討が必要であつたとしても遅くとも日韓請求権協定が成立した一九六五年六月二二日には、補償立法が必要であった。すなわち、訴状第一の三項でも述べているところ、日本は、戦後補償の世界的潮流に反し、個人に対する補償措置を行なつてこなかつたが、日本と韓国との間では、右請求権協定により、日本側の解釈によれば、日韓両國及び国民間の請求権等については「解決済み」とことことになつた。すると右協定をたてて、本件訴

訟で請求するような日本帝国主義の植民地支配による日本人とされた朝鮮人（韓国人）の犠牲については、補償を受けられなくなるおそれがあるが、前記二項で述べたように本件では補償立法をすべきであり、そのような事態を防ぐためにも、臨時期までに補償立法を創定すべきでありたものである。

#### 四　まとめ

これまで述べたように、国会ひいては國は、本件浮島丸事件については、補償立法を制定すべし者であったのに、相当な立法時期をはるかに経過した今日においても放置し続けているものであり、被告は、このような補償立法があれば補填されたやう原告らの損害を賠償すべき義務がある。

#### 第二　水沢明

被告は、平成六年（一九九四年）二月二一日付第四準備書面において、外國において戦争被害に対する補償に関する立法措置を講じている国が存在しているとしても、それは「その國における個々の具体的な事実関係ない

し事情に即して戦争被害に対する補償に関する立法措置が講じられている」のであって、「それらとは事実關係も事情も異なる他の国において、同様の補償に関する立法措置が講じられるべき義務が一律に存在するにうことはあり得ない」、「（）のような補償についての立法をすべきか否かは各国の自主的な判断にゆだねられてはいる」、「本件のような場合において、我が国において戦後補償についての立法措置義務が生ずる余地はない」と述べてのことなつて、原告らは、被告に対し、右の事項についてて、被告の説明求める。

- 2 先にも述べたが、ドイツをはじめ、アメリカ合衆国やカナダ等も戦争被害に対する補償立法措置を講じているが、

T 日本国において、これらの国とは異なる事実関係や事情とは如何なるものか

口 特に、同じように他国や他民族に多大な被害を与えたドイツに比べ、  
「どのようない異なる事実や事情があるのか」

3 田本國が、本件あるいは外国人に対する戦後補償立法を行なわないのでよいとする、「自由的判断」とは如何なるものか